

大臣認定書の写しの取扱いについて

(平成 19 年 11 月 14 日施行 建築基準法施行規則の一部改正)
(平成 22 年 6 月 1 日施行 建築確認申請手続きの運用改善)

確認申請時における施行規則第 1 条の 3 表 4 に掲げる認定書（別添を含みます）の写しの提出については、建築主事又は指定確認検査機関が当該書類を有していないことその他の理由により提出を求める場合に限られることとなっております。

当機関にご申請又は通知いただくにあたり、提出が不要な大臣認定番号は下記の通りです。

1. (一社) 建築性能基準推進協会が提供している「大臣認定の検索システム」における認定情報のうち、認定書写しの公開が「公開中」となっている認定番号

■大臣認定の検索システム

<https://www.seinokyo.jp/ninteidb/pub/>

※ (一社) 建築性能基準推進協会のホームページにおいて、認定番号を検索できますので、ご活用ください。

2. 次の図書に「登載」されている認定番号

■新耐火防火構造・材料等便覧 新日本法規出版株式会社発行
■シックハウス対策建築材料便覧 新日本法規出版株式会社発行

確認申請書【建築物】（施行規則第 2 号様式）第三面 14 欄の記載方法については記載例を別紙①に示しますので、ご参照いただけますと幸いです。

なお、大臣認定書の写しの提出が不要になる場合においても、規則第 1 条の 3 の図書のうち、「耐火構造等の構造詳細図」は必要となります。記載例を別紙②に示しますのでご参照ください。

ご質問、ご不明な点等ありましたら、ご遠慮なく下記までお問い合わせ下さい。



施行規則第2号様式（確認申請書）第三面 記載例（案）

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

- 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

- 都市計画法第29条に基づく開発許可 県指令第●●●●号 平成27年△月□日
- 建築基準法第59条の2に基づく総合設計 第○○○○号 平成27年○月◇日
- 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定において建築物に関する認定
 - （ 令第20条第1項第1号(超高層建築物)
 - （ 令第129条の2第1項(階避難安全性能を有するもの)) HNNB-**** 平成27年□月△日

超高層
免震
避難安全検証法
耐火性能検証法 等

この欄に記載
して下さい。

- 建築基準法第68条の25に基づく構造方法等の認定について上記以外のもの
→別紙に記載

この欄に記載、
又は別紙一覧表
等にて添付

平成27年6月1日以降の認定は法改正により根拠条文が法第68条の26から法第68条の25になりました。

【15. 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【16. 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回)	平成	年	月	日	()
(第 回)	平成	年	月	日	()
(第 回)	平成	年	月	日	()

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

別記第二号様式（注意）抜粋

4. 第三面関係

② 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。

大臣認定一覧表

別紙 記載例

確認申請書又は計画通知書第三面14欄 別紙

※注意：本書は別紙の一例です
書式を特定するものではありません

区分	名称	認定番号	認定を受けた日	認定書添付 (別添含む)	※ 備考
耐火・防火	耐火断熱サンドイッチパネル	FP060NE-xxxx	平成〇〇年□月△日	○	
	繊維混入ケイ酸カルシウム版 t=15+12片面張り	FP060NE-xxxx	平成〇〇年△月◇日		
	断熱サンドイッチパネルt=35(屋根)	FP030RF-xxxx	平成〇〇年◇月□日		
	：				
防火設備	5Fシートシャッター	EA-018-xxxx CAS-xxxx	平成〇〇年△月□日	○	
	2Fシートシャッター	EA-xxxx CAT-xxxx	平成〇〇年□月□日	○	
	防火扉	EA-xxxx EA-xxxx	平成〇〇年□月○日 平成〇〇年△月◇日		
	：				
不燃材料	PB t=12.5	NM-xxxx	平成〇〇年△月△日		
	耐火PB t=12.5	NM-xxxx	平成〇〇年□月◇日		
	岩綿吸音版 t=9.0	NM-xxxx	平成〇〇年△月◇日		
	：				
建築材料 の品質	建築構造用冷間ロール成形角形鋼管	MSTL-xxxx	平成〇〇年□月△日	○	
	トルシアボルト	MBLT-xxxx	平成〇〇年□月△日		
	柱脚工法用アンカーボルトのセット	MSTL-xxxx	平成〇〇年□月△日		
	柱脚工法用ベースプレート	MSTL-xxxx	平成〇〇年□月△日		
	：				
図書省略	摩擦杭	TACP-xxxx	平成〇〇年□月△日		
	：				
防火区画 貫通	区画貫通部措置工法（ケーブル配線）	PS060FL--xxxx	平成〇〇年□月△日	○	
	区画貫通（冷媒管）	PS060WL--xxxx	平成〇〇年□月△日	○	
	：				
：					

(記載上の注意事項)

1. 区分、認定番号の記載に当たっては「法第68条の25による構造方法・材料の認定番号一覧」をご参照ください。(平成27年6月1日以降の認定は法改正により根拠条文が法第68条の26から法第68条の25になりました。)
2. 認定書の添付の有無欄には、認定書（別添も含む）を添付したものについては○印を付してください。

法第68条の25*による構造方法・材料の認定番号一覧

対象規定	認定区分	認定番号			
法第2条第七号	耐火構造	耐力壁 外壁	FP***BE-		
		間仕切壁	FP***BP-		
		非耐力壁 外壁	FP***NE-		
		間仕切壁	FP***NP-		
		柱	FP***CN-		
		床	FP***FL-		
		はり	FP***BM-		
		屋根	FP***RF-		
		階段	FP***ST-		
		法第2条第七号の二	準耐火構造	耐力壁 外壁	QF***BE-
間仕切壁	QF***BP-				
非耐力壁 外壁	QF***NE-				
間仕切壁	QF***NP-				
柱	QF***CN-				
床	QF***FL-				
はり	QF***BM-				
屋根	QF***RF-				
軒裏	QF***RS-				
階段	QF***ST-				
法第2条第八号	防火構造	耐力壁 外壁	PC***BE-		
		非耐力壁 外壁	PC***NE-		
		屋根 軒裏	PC***RS-		
法第23条	準防火構造	耐力壁 外壁	QP***BE-		
		非耐力壁 外壁	QP***NE-		
令第70条	柱の防火被覆		CC-		
令第115条第1項第三号口	不燃性を有する建築物の部分		CCN-		
令第109条の3第二号ハ、令第115条の2第1項第四号	防火壁の設置を要しない建築物の床等		NH030FL-		
法第63条	防火地域等の屋根		DR-		
		不燃性の物品を保管する倉庫等	DW-		
法第22条第1項	法第22条指定区域の屋根		UR-		
		不燃性の物品を保管する倉庫等	LW-		
法第2条第九号	不燃材料	外部仕上げ用	NM-		
			NE-		
令第1条第五号	準不燃材料	外部仕上げ用	QM-		
			QE-		
令第1条第六号	難燃材料	外部仕上げ用	RM-		
			RE-		
令第112条第一項	防火区画の開口部		EA-		
	特定防火設備・移行認定		EA-9		
法第2条第九号の二	耐火建築物等の外壁防火設備		EB-		
	防火設備・移行認定		EB-9		
法第64条	防火地域等の外壁防火設備		EC-		
法第112条第14項	防火設備の作動性能等		CAT-, CAS-		
	その他の移行認定		EC-9、NE-9、NFEN-9、NH030FL-9、UR-9		
法第37条第二号	指定建築材料	鋼材	MSTL-		
		高力ボルト	MBLT-		
		構造用ケーブル	MCBL-		
		鉄筋	MSRB-		
		溶接材料	MWLD-		
		ターンバックル	MTRN-		
		コンクリート	MCON-		
		コンクリートブロック	MBLK-		
		免振材料	MVBR-		
		木質接着成形軸材料	MWGM-		
		木質複合軸材料	MWCM-		
		木質断熱複合パネル	MWTP-		
		木質接着複合パネル	MWGP-		
		タッピンねじその他	MTPS-		
		打込み錠	MPIN-		
		アルミニウム合金材	MALA-		
		トラス用機械継手	MMJT-		
		膜材料	MMEM-		
		セラミックメーソソリユニット	MCMU-		
		石綿飛散防止材	MAEN-		
		緊張材	MTDN-		
		軽量気泡コンクリート	MALC-		
		令第46条第4項の表1の(8)項	軸組壁倍率		FRM-
		施行規則8条の3	枠組壁倍率		TBFC-
		規則第1条の3第1項	鉄骨製作工場溶接部		TFB*
	プレハブ駐車場		TPPG-		
規則第1条の3第1項	基礎ぐい許容支持力		TACP-		
令第67条第1項	鋼材の接合		JM-		
令第67条第2項	継手又は仕口の構造		JC-		
法第30条	一般構造・遮音構造		SOI-		
令第20条の7	ホルムアルデヒド発散建築材料		MF-		
	一般構造・居室(ホルムアルデヒド)		RLFC-		
規則第1条の3第1項	その他/図書省略・遊戯施設		APSE-, APCS-, ANSE-, ANSN-		
	その他/図書省略		TACP-		
	その他/図書省略・鉄筋コンクリート造図書省略		TRCB-		
	その他/図書省略・鉄骨造図書省略		TSTB-		
	その他/図書省略・木造図書省略		TWDB-		
令第35条第1項	建築設備・浄化槽		DW1A-, DW1B-, DW1E-, DW1N-, DW3N-		
令第129条の2の5第1項第七号ハ	建築設備・防火区画を貫通する管		PS***WL-, PS***FL-		
	建築設備・昇降機		EPCS-, EPCN-, EPNS-, EPNN-, ENCS-, ENNS-		

※平成27年6月1日以降の認定は法改正により根拠条文が法第68条の26から法第68条の25になりました。

